

22 東京法学院学則改正（明治三十二年八月）

（欄外注記1）
明治卅二年八月十七日受
日出

第三課主任 後藤東（印）

知事 内務部長（版本印） 第三課長（圖印）

私立東京法学院規則改正ノ件

（朱書）
〔三丙四四二五ノ三〕

（欄外注記2）

貴区内私立東京法学院規則改正ニ係ル認可書及回送候条同校代表者へ交付相成度此段及通牒候也

年 月 日

内務部長

（印）
神田区長

（欄外注記3）

私立東京法学院代表者

菊池武夫

客月二十六日付及本月十日付願其院規則改正ノ件認可ス

明治三十二年八月十四日

文部大臣伯爵 樺山資紀 閣

文部大臣伯爵 樺山資紀 殿

兼代表者 菊地武夫(印)

(欄外注記1)

「収受三丙四四二五号」

(欄外注記2)

「完結」三十三三年二月三日」

(欄外注記3)

「文部省 文書課 亥專甲一八六〇号」

(欄外注記1)
明治卅二年八月十一日受

第三課主任 廣洪谷元郎(印)

知事(千家印) 内務部長(阪本印) 第三課長(岡印)

私立学校ノ願書進達案

(朱書)
〔三丙四八三七ノ二〕

府下私立法学院ヨリ規則改正之義予而出願之処今般更ニ追願書
提出候ニ付別紙及進達候也

年 月 日

府知事

(印) 文部大臣宛

明治三十二年七月廿六日附ヲ以テ御認可願出置キ候東京法学院
学則中邦語法学科及英語法学科ノ部第四条、第五条及高等法
学科ノ部第十二条ヲ別紙ノ通り相改メ度候間此段及追願候也

明治三十二年八月十日

私立東京法学院設立者

○邦語法学科及英語法学科ノ部

第四条 邦語法学科及英語法学科生徒ヲ各々分テ特別生及普通

生ノ二種トス

特別生トハ中学校ノ卒業証書ヲ有シ若クハ乙種試験ニ

合格シテ入学シタル生徒ヲ謂ヒ其定員ヲ三百人トス

普通生トハ中学同等以上ノ学科ヲ授クル学校ノ卒業証

書ヲ有シ若クハ甲種試験ニ合格シテ入学シタル生徒ヲ

謂ヒ其定員ヲ千五百人トス

第五条 特別生ハ徴兵令第十三条及第廿三条ノ特例ニ依リ取扱

ハルヘキモノトス

○高等法学科ノ部

第十二条 高等法学科ノ試験ニ及シタル者ニハ其專攻ニ係ル

学科ノ卒業証書ヲ授与シ法学院学士ノ称号ヲ認許ス

○東京法学院法学会議ノ部

第三条第二号ヲ東京法学院学士ト改ム

特別生卒業証書雛形

卒業証書

姓名

明治三十二年文部省令第三十四号第二条第一項該当者

東京市神田区長 桑田房吉

本院所定ノ邦語法律学全科ヲ修メ成規ノ試業ヲ完ウシ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ講師ノ証明ニ基キ本院ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署シテ此証書ヲ授与ス

年 月 日
校印

私立東京法学院長 姓名

普通生卒業証書雛形

卒業証書

姓名

本院所定ノ邦語法律学全科ヲ修メ成規ノ試業ヲ完ウシ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ講師ノ証明ニ基キ本院ノ印ヲ鈐シ予ノ名ヲ署シテ此証書ヲ授与ス

年 月 日
校印

私立東京法学院長 姓名

進 達 願

別紙文部大臣宛学則認可追願書御進達被成下度此段奉願候也

私立東京法学院設立者

明治三十二年八月十日

菊池武夫(印)

東京府知事男爵 千家尊福殿

前書願出ニ付奥印候也

明治三十二年八月十日

(欄外注記1)

「収受三丙四八三七号」「判決八月十一日」「施行八月十一日」

(欄外注記1)
明治卅二年七月廿八日受
知事(千家印) 内務部長(阪本印) 第三課長(岡印)

第三課主任 尾後藤東(印)

私立東京法学院規則改正ノ件

(朱書)
三丙四四二五ノ二

本府下私立東京法学院設立者同院規則改正ノ儀ニ関シ別紙願書差出候ニ付及進達候也

年 月 日

東京府知事

(印) 文部大臣宛

理由本院ハ文部大臣ノ認定ヲ受ケ居ルモノニ有之候処今般同省令第三十四号第十二条ニヨリ認可ヲ願出候モノニ有之候間本按ヲ以テ御進達相成度候

進 達 願

別紙文部大臣宛学則改正認可願書御進達被成下度此段奉願候也

明治三十二年七月廿六日

私立東京法学院設立者

菊池武夫(印)

東京府知事男爵 千家尊福殿

前書願出ニ付奥印候也

(印)

(印)

明治卅二年七月廿六日

東京市神田区長 桑田房吉印

明治二十九年七月三十一日附ヲ以テ東京府知事ノ認可ヲ得タル
本院學則今般別冊ノ通相改メ次學年（來ル九月）ヨリ實施仕度
候ニ付御認可被成下度此段明治三十二年文部省令第三十四号ニ
依リ奉願候也

私立東京法学院設立者

明治三十二年七月廿六日

菊池武夫（印）

文部大臣伯爵 樺山資紀殿

東京法学院改正規則

東京法学院學則

綱要

本院ハ法律及政治思想ノ養成ヲ目的トシ邦語並ニ英語ノ兩法學
科ヲ置キ本邦制定ノ法律及行政經濟ニ関スル學術ヲ教授シ汎ク
歐米ノ法律ヲ參加講修セシメ又特ニ卒業生ノタメ高等法學科ノ
制ヲ設ケ各自志望ノ課目ヲ專攻學修セシム

邦語法學科及英語法學科

第一章 學科及學曆

第一條 本院ニ邦語法學科及英語法學科ノ二科ヲ置ク

第二條 邦語法學科及英語法學科共修業年限ヲ三ヶ年トシ學級

ヲ分テ第一學級第二學級第三學級トス各級ニ於ケル課程及授
業時間ハ左ニ掲クル課程表ニ拠ル學年ハ九月十一日ニ始マリ
翌年七月十日ニ終ル之ヲ前後ノ二學期ニ分チ九月十一日ヨリ
二月十日マテヲ前期トシ二月十一日ヨリ七月十日マテヲ後期
トス

第三條 本院休業日ハ左ノ如シ

自七月十一日至九月十日 自十二月廿六日至翌年一月六日

日曜日及大祭祝日

第二章 生徒及院友

第四條 邦語法學科及英語法學科生徒ヲ各々分テ特別生及普通
生ノ二種トス

特別生トハ中學校若クハ之ト同等已上ノ學校ノ卒業證書ヲ有
シ又ハ乙種試驗ニ合格シテ入学シタル生徒ヲ謂ヒ普通生トハ
甲種試驗ニ合格シテ入学シタル生徒ヲ謂フ

第五條 特別生ハ徵兵令第十三條及第廿二條ノ特例ニ依リ取扱
ハルヘキモノトス

第六條 本院生徒ハ本院書庫ニ備付タル圖書ヲ閱覽シ本院出版
ノ講義録並ニ書籍ヲ實價ニテ買受クルコトヲ得

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第七條 本院所定ノ學科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

第八條 本院ノ卒業證書ヲ有スル者ハ本院々友ト為ス院友ハ常
ニ本院ニ出入シテ講師ニ就キ學術上ノ質疑ヲ為シ若クハ本院
書庫ノ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得

第三章 入学、在學、退學

第九条 本院ニ入学ヲ許可スルハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ
中学校及之ト同等以上ノ学科ヲ授クル学校ノ卒業証書ヲ有ス
ル者若クハ左ニ掲クル二種ノ試験中其一ニ合格シタル者ニ限
ル

甲種

一 国語 一 漢文 一 数学(四則、分数、比例) 一 英語
(但英語法学科ニ入学スル者ニ限り試験ス)

乙種

一 倫理 一 数学 一 国語及漢文 一 歴史 一 地理 一 習
字 一 博物 一 物理 一 化学 一 図画 一 英語 一 体操

乙種ノ試験ニ於ケル学科程度ハ中学校卒業ノ程度ニ抛ル

第十条 入学試験ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ甲種ニ在リ
テハ金參拾錢乙種ニ在リテハ金一円ヲ納ムヘシ

第十一条 第二級ニ入学スルコトヲ得ヘキ者ハ第八条ノ資格ヲ
有シ且該級生徒ノ履修シタル諸科目ニ就キ試験ヲ經テ合格シ
タル者ニ限ル此試験ヲ編入試験ト稱シ受験者ヨリ手数料トシ
テ金五十錢ヲ納メシム

但他ノ指定学校第二級以上ノ生徒ニシテ本院ノ相当ノ級
ニ入学ヲ請フ者ハ試験ヲ要セスシテ之ヲ許ス然レモ若シ本
院学科中他ノ指定学校ニ於テ履修セサル科目アルトキハ該
科目ニ限り之ヲ試験ス

第十二条 本院入学期ヲ六月九月及二月ノ三回トス然レトモ此

定期外ニ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ本院ヨリ定式ノ「在学

証」用紙ヲ申受ケ之ニ規定ノ記入ヲ為シ保証人ト連署シテ教
務係ニ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ身元確實ニシテ東京市内ニ一家計ヲ立ツル
丁年以上ノ男子タルコトヲ要ス

但本院ニ於テ取調ノ上不相当ト認メタルトキハ其改選ヲ命
ス此命ヲ受ケ速カニ手續ヲ為サ、ル者ハ登院ヲ停止ス

第十五条 本人若クハ保証人ニシテ姓名ヲ改メ若クハ本籍宿所
ヲ移転シタルトキハ其都度教務係ニ届出ツヘク又死亡其他ノ
事由ニ依リテ保証人ヲ変換シタルトキハ更ニ在学証ヲ差出ス
ヘシ

第十六条 邦語法学科ヨリ英語法学科ニ転シ又ハ英語法学科ヨ
リ邦語法学科ニ転セントスル者ハ学期又ハ学年ノ終ニ於テ院
長ニ申出テ其許可ヲ受クヘシ

第十七条 退学セント欲スル者ハ保証人連署ノ上院長ニ願出許
可ヲ受クヘシ但普通生ハ保証人連署ノ上院長ニ届出退学スル
コトヲ得

第十八条 学業劣等ニシテ成業ノ目途ナキ者品行不良ニシテ生
徒ノ面目ヲ汚ス者及故ナク登院セサル者ハ退学セシム

第十九条 何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一ケ年欠席シ
又ハ正当ノ理由ナクシテ一ケ月已上欠席シタルトキハ学籍ヨ
リ削除スヘシ

第四章 試験

第二十条 毎学年ノ終ニ於テ学年試験ヲ舉行ス尚ホ学年中ニ学
期試験ヲ舉行スルコトアルヘシ

但学期試験ヲ挙行セントスルトキハ三十日以前ニ其期日ヲ
 広告スヘシ

第廿一条 試験ノ方法ハ筆記及口述ノ二ト為ス

但第一年級及第二年級ニアリテハ口述試験ヲ行ハス

第廿二条 各課目百点ヲ満点ト為シ左表ノ定規ニ拠リ及第落第
 ヲ定ム

諸課目得点平均数	六十点未満課目数	六十点未満点数	結果
六十点以上	無	三十点以上	及第
六十点以上	一課目	三十点以上	及第
六十点以上	二課目	三十点以上	及第
六十点以上	三課目以上	五十点以下	落第
六十点以上	一課目	三十点以下	落第
六十点以下			落第

第廿三条 疾病其他止ムヲ得サル事故アリテ学年試験ニ欠席シ

タル者ノ為メ詮議ノ上次学年ノ始ニ於テ補欠試験ヲ挙行ス

但此場合ニ於テハ手数料トシテ一課目ニ付金参拾銭ヲ納メ
 シム

第廿四条 試験成績ハ学業ノ優劣ニ随テ列叙セル席次表ニ平均
 得点数ヲ附記シテ之ヲ揭示ス

但成績表ヲ印刷ニ付シテ各生徒ノ保証人ニ配付スルコトアル
 ヘシ

第五章 学費

第廿五条 本院ニ入学スル者ハ入学料トシテ金貳円ヲ納ムヘシ

但在院生ヨリ在外員ニ転シ又在外員(五ヶ月以上在外員ト為リ
 現ニ継続セル者ニ限ル)ヨ

リ在院生ニ転スル者ハ入学料ヲ要セス

第廿六条 授業料ハ一学年金拾六円五十銭トシ欠課ノ有無ニ拘

ラス之ヲ左ノ二期ニ徴収ス但當分ノ内月割ヲ以テ分納スルモ

妨ケナシ

第一期 九月十一日 第二期 二月十一日

明治三十一年八月以前入学ノ生徒ニ限り授業料ハ一学年金拾
 四円参拾銭トス

第廿七条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以

前及退学以後ノ授業料分納金ヲ免除シ又相当ノ理由アリテ届
 出ノ上欠課スル者ハ授業料分納金ノ内當該月分ニ限り之ヲ免
 除ス

但十六日以後ニ入学シタル者ハ該月授業料分納金ノ半額ヲ
 納ムヘシ

第廿八条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ会

計係ニ納付シ之ト引替ヘニ聴講券ヲ受取ルヘシ

第廿九条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セ
 ス

第三十条 授業料ニ怠納アル者ハ納付済ノ上ニアラサレハ学期
 及学年試験ヲ受クルコトヲ得ス

第六章 特待生、貸費生及留學生

第卅一条 學術優等品行方正ナル生徒ヲ選ヒテ本院ノ特待生ト

ス

第卅二条 特待生ハ毎学年末其学年試験成績ニ依リ當該講師ノ

會議ニ於テ之ヲ定ム

第卅三条 特待生ハ當該学年間授業料ヲ免除ス

第卅四条 特待生ニシテ品行不良学業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ学年ノ中途ト雖モ之ヲ除名ス

現住所
姓 名 ㊦

第卅五条 學術優等品行方正ナル生徒ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ハ貸費生トシテ本院ヨリ当該学年内年額七十二円以内ヲ貸与スヘシ

第卅六条 貸費生ハ前学年ノ試験成績ニ依リ毎学年ノ始ニ当該講師ノ会議ニ於テ之ヲ定ム

第卅七条 貸費ヲ受ケント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ院長ニ宛テ、差出スヘシ

第卅八条 貸費ヲ受ケタル者ハ総テ卒業後五ヶ月目ヨリ貸費ヲ受ケタルト均シキ期限内ニ於テ其金額ヲ月賦返納スヘシ

第卅九条 貸費ノ許可ヲ得タル生徒ハ本院ニ於テ相当ト認ムル保証人二名ト連署シテ左ノ証書ヲ差入ルヘシ

二 銭
印 紙

誓 約 書

拙者儀今般貴院貸費生ト相成候ニ付テハ総テ貸費規程ヲ遵奉スルハ勿論卒業ノ上ハ御貸与ノ資金規定ノ期限内ニ月賦返納可仕此段誓約候也

年 月 日

何生徒

姓 名 ㊦

右何某今般貴院貸費生ト相成候ニ付テハ在学中一切ノ事件ヲ引受クヘキハ勿論卒業若クハ退学ノ後貴院御貸附金返納ノ義務相怠リ候節ハ拙者共ニ於テ御弁済可仕此段保証候也

保証人

原籍族

東京法学院長殿

第四十条 貸費生ニシテ品行不良学業懈怠若クハ疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキトキハ学年ノ中途ト雖モ貸費ヲ止ム

第四十一条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸与ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ

第四十二条 本院卒業生ニシテ品行方正学業優等将来有望ノ者ニハ特ニ学費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ
留学生ニ関スルコトハ派遣ノ都度臨機之ヲ定ム

第七章 教場心得

第四十三条 教場ニ出席スルトキハ必ス聴講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ携帯セサル者アルトキハ退場ヲ命スヘシ尤モ聴講券ヲ遺失シタルトキハ其旨会計係ニ届出テ再ヒ之ヲ申受クヘシ

但聴講券ノ再渡ヲ請フ者ハ手数料トシテ金貳拾銭ヲ納ムヘシ

第四十四条 教場ニ於テハ専ラ静肅ヲ旨トシ講師ニ恭順ナルヘシ

第四十五条 教場ニ於テハ雑談又ハ喫烟ヲ禁ス

第四十六条 教場ノ器物ヲ汚損シタルトキハ相当ノ賠償ヲナサシム

高等法学科

第一条 本院ニ高等法学科ヲ置ク

第二条 高等法学科ノ修業課目ハ左ノ七科トシ各自志望ノ課目

ヲ専攻セシム

民法 商法 刑法 国法学 国際法 財政学 法理学

第三条 高等法学科ノ修業年限ハ一年以上五年以下トス

第四条 高等法学科ノ入学期ハ毎年九月トス但シ臨時入学ヲ許

可スルコトアルヘシ

第五条 高等法学科ハ本院卒業生ニシテ優贖ノ成績ヲ得タル者

若クハ院長ノ承認ヲ經タル者ニ限り入学ヲ許ス

但同等学校ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力アリト認定シ院

長ノ承認ヲ經タル者ハ入学ヲ許スコトアルヘシ

第六条 入学及退学ニ関スル邦語法学科及英語法学科ノ規則第

十三条第十四条第十五条第十七条第十八条第十九条ハ之ヲ高

等法学科ニ準用ス

第七条 高等法学科ノ授業料ハ一ケ年金拾円トス

第八条 本院優等卒業生ニシテ院長ニ於テ適當ト認めタル者ニ

限り貸費生ト為スコトヲ得

第九条 高等法学科生ハ本院ノ指定セル講師ノ指揮ニ従ヒ専攻

ノ学科ヲ研究スルモノトス

第十条 高等法学科ノ卒業試験ハ論文試問トス

卒業論文ハ二人以上ノ専攻講師之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第十一条 高等法学科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金

五円ヲ納付スヘシ

第十二条 高等法学科ノ試験ニ及第シタル者ニハ其専攻ニ係ル

学科ノ卒業証書ヲ授与シ法学得業士ノ称号ヲ認許ス

第十三条 高等法学科卒業生ハ東京法学院法学会議々員ト為ル

ノ特権ヲ有ス

第十四条 高等法学科卒業生ハ東京法学院講師ニ任用スルコト

ヲ得

第十五条 高等法学科生ノ教場心得ハ総テ邦語法学科生及英語

法学科生ニ準ス

◎東京法学院法学会議

第一条 本院ニ法学会議ヲ置ク

第二条 法学会議ハ法學上必要ノ問題ニ付論議評決ス

第三条 法学会議ハ左ノ諸員ヲ以テ組織ス

一、本院ノ講師ニシテ学識名望アル者若クハ本院ノタメ功

勞アル者

二、法学得業士

三、院友ト為リテ五ヶ年以上ヲ経過シ法律事務ニ功勞經驗

アル者

第四条 法学会議ニ関スル細則ハ別ニ定ムル所ニ拠ル

◎在外員規則

第一章 講義録

第一条 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ参院シテ親シク講義

ヲ聴ク能ハサル者ノ便ヲ計リ在外員ノ制ヲ設ケ本院ノ講義筆

記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第二条 講義録ハ第一年級講義録第二年級講義録第三年級講義

録ノ三種トス

第三条 第一年度講義録ハ毎月二ノ日ニ発兌シ第二年度講義録ハ毎月五ノ日ニ発兌シ第三年度講義録ハ毎月八ノ日ニ発兌ス

第四条 講義録ハ都テ一冊ノ紙数九十「ページ」以上トス

第五条 講義録ハ講義ヲ掲載スルノ外本院ノ記事及広告類ヲ掲載スルモノトス

第六条 在外員ノ学年ハ十月一日ニ始マリ翌年九月三十日ニ終ル

第二章 入学、在学、退学

第七条 何人ニ限ラス本規則ニ従ヒ在外員タラント欲スル者ハ試験ヲ要セス何時ニテモ入学ヲ許ス

第八条 在外員タラント欲スル者ハ下ニ掲クル雛形ニ依リタル在学証ニ入学科並ニ一ヶ月分ノ月謝金ヲ添へ申込ムヘシ但月謝金ハ一度ニ数ヶ月分ヲ前納スルモ妨ケナシ

(用紙半紙)

二銭印紙 在外員第一、(若クハ二、三)年級、在学証

私儀今般貴院へ入学御許可相成候上ハ在学中御規則堅ク相守可申候仍テ証書如斯候也

年月日

族籍現住所

姓名 ㊦

何年何月何日生

東京法学院長(某)殿

第九条 各級ヲ兼修スルモ妨ケナシト雖モ各級毎ニ更ニ在学証

書ヲ差出シ各別ニ入学ノ手續ヲ為スヘシ

但各別ニ入学科ヲ要セス

第十条 本院在外員タル者ニハ其望ニヨリ在外員タルノ証ヲ附与ス

第十一条 在外員ノ教科及修業年限ハ在員生ニ準ス

第十二条 在外員ニハ其修ムル級ノ講義録ヲ発兌毎ニ配付スヘシ

但講義録ハ第三条ニ規定シタル期日ニ必ス発兌スヘキニ付其到著スヘキ当日ヨリ起算シ一週間ニ及フモ尚ホ到達セサルトキハ其旨本院在外員係へ申出ツヘシ

第十三条 在外員ニシテ卒業証書ヲ得ント欲スル者ハ其学年ノ終ル前ニ申出テ各学年ノ終若クハ第三学年ノ終ニ於テ試験ヲ受クヘシ

但試験ハ本院内若クハ地方便宜ノ場所ニ於テ執行ス

第十四条 在外員ノ本院ニ対スル信書ハ都テ何年級在外員ノ肩書ヲ記入スヘシ

第十五条 住所ヲ転シ又ハ氏名ヲ改称シタル者ハ速ニ本院在外員係へ通知スヘシ

第十六条 退学セント欲スルトキハ其旨院長ニ届出ツヘシ

第十七条 在外員ハ入学ノ際入学科金五拾銭ヲ納ムヘシ

第十八条 在外員ハ月謝金五拾銭トシ必ス毎月翌月分ヲ前納スヘシ若シ前納セサルトキハ講義録ノ配付ヲ見合スヘシ

第十九条 将来講義録ノ印刷費通送費等増加スルトキハ予シメ

通知シテ相当ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ

第二十条 月謝金不納ニケ月以上ニ及フトキハ退学者ト看做スヘシ故ニ再ヒ送本ヲ乞フ者ハ更ニ入学ノ手續ヲ為スヘシ

第二十一条 本人ノ都合ニヨリ退学シタルトキ既ニ領収シタル月謝金ノ残額アレハ相当ノ講義録ヲ送付シ現金ヲ以テ返付セス

第二十二条 月謝金ヲ為替トシテ送致スル者ハ東京市神田区錦町二丁目二番地東京法学院会計係ヘ宛テ必ス東京市神田郵便支局ヘ向ケテ振込ムヘシ

但月謝金ヲ送致スルトキハ講義録ノ冊尾ニ附著シタル納付証ヲ取り記入ノ上必ス之ヲ添フヘシ

第二十三条 入学科及月謝金ハ郵便切手ヲ以テ送付スルコトヲ許サス

第四章 質問

第二十四条 在外員ハ講義録ニ登載スル諸課目ニ就キ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

但擬律擬判ノ問ニ対シテハ一切答案ヲ付セサルモノトス

第二十五条 質問信書ニハ講義録ノ号数(合本ニ為シタル為メ号数ノ見出し難キトキハ此限ニアラズ)課目頁数ヲ示シ疑問ノ要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第二十六条 凡テ質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認メタルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

第二十七条 質問答案ノ参考ニ益アリト認ムルモノハ時ニ講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ

第二十八条 質問信書ハ本院質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

第二十九条 講義録刊行其他在外員ニ関スル事務ハ本院夏期及冬期休業中ト雖モ取扱フヘシ

(欄外注記1)

「收受三丙四四二五号」「判決七月三十一日・施行七月三十一日」

(第三課文書学務官房 623 B 2)